

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 さいたま市岩槻区大字浮谷1881番地3

氏名 新日本環境整備株式会社

代表取締役 三橋 謙一

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

許可証確認用
複写及び他の使用目的は
無効です廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

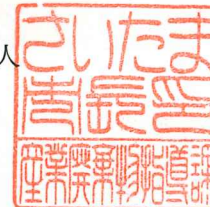
さいたま市長 清水 勇 人

許可の年月日

令和5年7月3日

許可の有効年月日

令和10年6月30日



1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分業

脱 水：汚泥(Cd、Pb、Cr⁶⁺、As、トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むものに限る) 以上1種類

脱水・焼却：汚泥(トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むものに限る) 以上1種類

焼 却：廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る)

廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むものに限る)

汚泥(CNを含むものに限る)

廃酸(CNを含むものに限る)

廃アルカリ(CNを含むものに限る) 以上5種類

中 和：廃酸(pH2.0以下のものに限る)

廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る) 以上2種類

中和・脱水：廃酸(Cd、Pb、Cr⁶⁺、Asを含むものに限る)廃アルカリ(Cd、Pb、Cr⁶⁺、Asを含むものに限る) 以上2種類

中和・焼却：廃酸(トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むものに限る)

廃アルカリ(トリクロエチレン、テトラクロエチレンを含むものに限る) 以上2種類

固 化：汚泥(Cd、Pb、Cr⁶⁺、Asを含むものに限る)廃酸(Cd、Pb、Cr⁶⁺、Asを含むものに限る)廃アルカリ(Cd、Pb、Cr⁶⁺、Asを含むものに限る) 以上3種類

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容
平成5年7月1日	新規許可（県知事許可）
令和5年7月3日	更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 存・無



許 可 証 確 認 用
複 写 及 び 他 の 使 用 目 的 は
無 効 で す

許可番号 10170005479

【別記1】

事業の用に供する施設の設置場所

さいたま市岩槻区大字浮谷字寺家1881番3、1881番5、1881番6、1881番7、1881番12、1881番13、1881番14、1881番15、1881番16、1881番17、1881番18、1881番19
以上12筆（面積7,037.28㎡）

処理施設の概要

施設の種類	処理能力(稼動時間)	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
焼却施設	18.0 m ³ /日 (24 時間)	廃油(揮発油類、灯油類、軽油類に限る)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上2種類	昭和58年8月26日 平成9年12月1日 特産5-26
	5.00 m ³ /日 (8 時間)	汚泥(CNを含むものに限る)、 廃酸(CNを含むものに限る)、 廃アルカリ(CNを含むものに限る) 以上3種類	
脱水施設	50.0 m ³ /日 (8 時間)	汚泥(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上1種類	平成5年7月1日 ——— ———
	50.0 m ³ /日 (8 時間)		
中和施設	32.0 m ³ /日 (8 時間)	廃酸(pH2.0以下のものに限る)、 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る)、	平成5年7月1日 ——— ———
	32.0 m ³ /日 (8 時間)	廃酸(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る)、	
	36.0 m ³ /日 (8 時間)	廃アルカリ(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上4種類	
固化施設	20.0 m ³ /日 (8 時間)	汚泥(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、Asを含むものに限る)、 廃酸(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、Asを含むものに限る)、 廃アルカリ(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、Asを含むものに限る) 以上3種類	平成5年7月1日 ——— ———

保管施設の概要

(処理前)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、CN、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上1種類	———	2.80m (20 m ³ 槽 2 基)
廃油(揮発油類、灯油類、軽油類に限る)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上2種類	———	6.30m 〔 8 m ³ タンク 1 基、16 m ³ タンク 1 基、20 m ³ タンク 1 基、 22 m ³ タンク 1 基、32 m ³ タンク 1 基、50 m ³ タンク 3 基 〕
廃酸(pH2.0以下のものに限る)、 廃酸(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、CN、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上2種類	———	6.10m 〔 10 m ³ 槽 2 基、25 m ³ 槽 1 基、5 m ³ タンク 2 基、 10 m ³ タンク 7 基、15 m ³ タンク 4 基、20 m ³ タンク 12 基、 21 m ³ タンク 3 基、25 m ³ タンク 3 基、45 m ³ タンク 1 基、 55 m ³ タンク 5 基 〕
廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る)、 廃アルカリ(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、CN、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上2種類	———	7.80m 〔 25 m ³ 槽 1 基、10 m ³ タンク 1 基、18 m ³ タンク 1 基、 20 m ³ タンク 2 基、30 m ³ タンク 1 基、50 m ³ タンク 1 基、 55 m ³ タンク 1 基 〕
汚泥(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、CN、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンを含むものに限る)、 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類に限る)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを含むものに限る)、 廃酸(pH2.0以下のものに限る)、 廃酸(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、CN、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンを含むものに限る)、 廃アルカリ(pH12.5以上のものに限る)、 廃アルカリ(Cd、Pb、Cr ⁶⁺ 、As、CN、トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレンを含むものに限る) 以上7種類	64.0 m ²	2.40m 〔 2000 ドラム缶 338 個若しくは1 m ³ コンテナ 96 個 又はその混載 〕

(処理後)

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
汚泥 以上1種類	30.0 m ²	1.00m (屋外) 10.0 m ³
汚泥 以上1種類	35.0 m ²	1.00m (屋外) 24.4 m ³
汚泥 以上1種類	60.2 m ²	1.00m (屋外) 51.6 m ³